

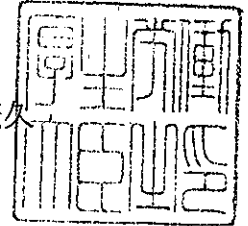
労働基準法施行規則等の一部を改正する省
令案要綱（最低賃金法施行規則の一部改正
関係）について（諮問）



厚生労働省発基1113第7号
令和2年11月13日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

(略)

第二 事業附属寄宿舍規程の一部改正

(略)

第三 年少者労働基準規則の一部改正

(略)

第四 最低賃金法施行規則の一部改正

一 最低賃金法施行規則（以下「最賃則」という。）第四条第一項に規定する使用者が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して最賃則第四条第一項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書における氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもって代えることができることとすること。

二 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書、試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書、基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書、軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書及び断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書の様式について、使用者が押印をする欄を削ることとともに、使用者が氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ、る旨の注意書きを削除することとする。

三 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第五 建設業附属寄宿舍規程の一部改正

(略)

第六 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正

(略)

第七 施行期日等

一 この省令は、令和三年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けることとする。